

山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県地域活性化協働事業費補助金(以下「補助金」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、NPO等の民間団体と県や市町村、企業等の多様な主体との協働を推進するとともに、民間団体が地域の課題を自主的に解決していく事業や活動(以下「事業等」という。)を支援することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる団体は、次の要件全てに該当する営利を目的としない民間団体とし、法人格の有無を問わない。

- (1) 山梨県内に事務所を有し、かつ県内を中心に活動していること
- (2) 10人以上で構成されていること

(補助対象事業等)

第4条 補助の対象となる事業等(以下「補助事業」という。)は、県又は市町村と民間団体等2者以上が協働して地域の諸課題の解決に当たる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) まちづくりの推進を図る事業等
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業等
- (3) 環境の保全を図る事業等
- (4) 教育・文化・スポーツの振興を図る事業等
- (5) 国際化の推進を図る事業等
- (6) 地域の安全を図る事業等
- (7) その他地域の活性化に資するものと知事が認める事業等

(補助率、補助限度額等)

第5条 補助率は、補助対象事業費の1/2以内とし、補助金額の千円未満の端数は切り捨てる。

- 2 補助回数は、制限を設けない。
- 3 補助限度額は、100万円とする。
- 4 補助対象事業費が、30万円未満の事業等は補助の対象としない。
- 5 補助対象経費は、別表のとおりとする。
- 6 行政機関、公益財団法人、民間企業など他の機関から助成を受ける事業等は、補助の対象としない。

(募集)

第6条 募集は、別に定める募集要項により行う。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の期日までに、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号の2）（事業概要図を添付すること）
- (2) 収支予算書（様式第1号の3）
- (3) 申請団体調書（様式第1号の4）及び会員名簿
- (4) 協働団体名簿（様式第1号の5）
- (5) 誓約書（様式第1号の6）
- (6) その他知事が必要と認めるもの

（調査）

第8条 知事は、前条の書類を受理し、必要と認めるときは、申請内容等について申請者から聴取等の調査を行うことができる。

（審査）

第9条 審査は、一次審査（書類等）及び二次審査（選考委員会）により行う。

2 選考委員会の審査方法については、別に定めるものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 知事は、前条の審査に基づいて、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（補助事業の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付の決定を受けた後、次の各号の一に該当する場合は、予め事業内容変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止し又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（ただし、補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合を除く。）をしようとする場合
- (3) 交付決定を受けた補助金の額に変更をきたす場合（ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。）

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

（状況報告）

第12条 補助事業者は、知事から規則第10条の規定により補助事業の遂行状況に関する報告を求められた場合は、速やかに書面により報告しなければならない。

（実績報告書）

第13条 補助事業者は、補助事業終了後又は廃止の承認を受けたときは、実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第4号の2）
- (2) 収支決算書（様式第4号の3）
- (3) 経理関係書類（領収書の写し等支出の実績が証明できるもの）
- (4) その他知事が必要と認めるもの

2 前項の規定による実績報告書の提出期限は、補助事業の終了日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付については、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助事業者は、前項但し書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつこれらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産」という。)については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から第1項で定める期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱(平成13年5月14日施行)は廃止する。ただし、山梨県地域活性化促進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(別表) 補助対象経費

食糧費、事務費・人件費等の経常的な運営費及び研修旅費並びに恒久的施設の維持・整備費を除く、次に掲げる事業等に要する経費とする。

科 目	内 容
謝 金	演奏者、講師、アドバイザーなどへの謝礼等
旅 費	演奏者、講師、アドバイザーなどへの旅費等
消 耗 品 費	舞台、看板などの飾り付け用品、食材などの材料、チラシ印刷用紙、封筒、競技・イベントなどの消耗品の購入費等
印 刷 費	パンフレット、ちらし、ポスター、賞状、報告書などの印刷費等
修 繕 費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品等の修繕費
借 上 料	音響、照明などの機器、会場、自動車、縫いぐるみなどの用具の借上代等
郵送運搬費	事業等に係る郵送料、機器の運搬費等
保 険 料	イベント等の保険等
備品購入費	事業目的を達成するために必要不可欠な備品の購入費。ただし、1件あたり10万円以内とし、総額20万円以内とする。
その他知事が事業実施に必要と認める経費	

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金交付申請書

このことについて、別紙計画書のとおり実施したいので、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 事業計画書（様式第 1 号の 2）
- 3 収支予算書（様式第 1 号の 3）
- 4 申請団体調書（様式第 1 号の 4）及び会員名簿
- 5 協働団体名簿（様式第 1 号の 5）
- 6 誓約書（様式第 1 号の 6）
- 7 その他添付書類

事業計画書

事業名	
<p>事業の目的（地域の課題等を明確にしたうえで記載してください）</p> <p>事業の概要（詳細は別紙に記載してください）</p> <p>期待される事業効果（事業の成果、他地域への波及効果などを記載してください）</p> <p>次年度以降の事業展開</p> <p>協働する必要性など</p> <p>協働することによる相乗効果</p> <p>事業の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の役割 ・ 県又は市町村の役割 ・ 企業等の役割 	

用紙が足りない場合は適宜追加してください。
 参考となる資料がある場合は別に添付してください。

事業の詳細、実施方法、実施スケジュールなどを記載してください。

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数

団体等の年間事業全体ではなく、補助対象となる事業のみを記載してください。

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

支出の部

単位：円

科 目	予 算 額	積 算 の 根 拠	備 考
合 計			

団体等の年間予算ではなく、申請に関わる事業収支のみを記載してください。
 支出の部〔科目〕欄には、「（別表）補助対象経費」の科目を記入してください。

協働団体名簿

協働相手	ふりがな	
	団体名	
	団体住所	〒
	代表者氏名	印
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒
協働相手	ふりがな	
	団体名	
	団体住所	〒
	代表者氏名	印
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒
協働相手	ふりがな	
	団体名	
	団体住所	〒
	代表者氏名	印
	担当部署・ 担当者氏名	
	担当者連絡先 (電話番号)	
	(E-mail)	
	住所	〒

3者以上の協働相手がいる場合も同様に記載してください。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

平成 年 月 日

様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

Ⓜ

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金の交付決定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについては、山梨県補助金等交付規則及び山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり交付決定します。

なお、補助対象事業費の決算額が山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第 5 条第 4 項に規定する金額を下回った場合には、補助金を交付しませんので、御留意ください。

交付決定額 円

第
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあったこのことについて、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容

（ 変更の場合：交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。 ）

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定の通知のあった補助事業について、その実績を次のとおり報告します。

- 1 事業報告書 (様式第 4 号の 2)
- 2 収支決算書 (様式第 4 号の 3)
- 3 その他添付書類

事業報告書

個別事業名	事業の詳細	実施期日	実施場所	参加人数
<p>事業の成果及び今後の取り組み</p>				

協働の成果を重点的に記載してください。

収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				0

支出の部

単位：円

科 目	予 算 額(A)	決 算 額(B)	決算額の内訳	比較増減(B)-(A)
合 計				

支出の部〔科目〕欄には、「（別表）補助対象経費」の科目を記入してください。

第
平成 年 月 日 号

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金の額の確定について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあったこのことについては、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により、次のとおり補助金の額を確定します。

確 定 額 円

第 平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
T E L

印

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金概算払い請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付の決定のあった補助事業について、次のとおり補助金の概算払いを請求します。

1 概算払い請求額 円

2 内 訳

補助金交付 決定額	既 概 算 交 付 額	差 引 額 - =	今 回 概 算 請 求 額	備 考

3 概算払いの理由

4 支払い方法

- (1) 銀行名 銀行 支店
- (2) 預金種別 (当座・普通)
- (3) フリガナ 口座名義
- (4) 口座番号

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
TEL

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県地域活性化協働事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県地域活性化協働事業費補助金交付要綱第17条第2項の規定により、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類